

## VIII 各種資格について

### 土木施工管理技士（建設業法施行令第27条の5第1項第4号）

環境デザイン工学科又は環境管理工学科を卒業後、土木施工管理に関し指導監督的実務経験1年以上を含む3年以上の実務に従事した者は、土木施工管理技士試験を受験できる。

### 測量士・測量士補（測量法第50条・第51条）

環境デザイン工学科又は環境管理工学科を卒業後、1年以上測量に関する実務に従事した者は、願い出により測量士の資格を得ることができる。

環境デザイン工学科又は環境管理工学科の卒業生は、願い出により測量士補の資格を得ることができる。（学科のガイダンスに注意してください。）

### 危険物取扱者（消防法第13条の3）

環境物質工学科卒業生は、甲種危険物取扱者試験を受験できる。

環境物質工学科在学生で化学に関する科目を15単位以上取得している者は、甲種危険物取扱者試験を受験できる。（学科のガイダンスに注意してください。）